

吉田町監査委員告示第5号

吉田町監査委員監査基準の一部を改正する基準をここに制定する。

平成28年4月1日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

吉田町監査委員監査基準の一部を改正する基準

吉田町監査委員監査基準（平成27年監委告示第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第7号中「前回監査時の指摘事項に対する処理状況報告書」を「前回監査時の指摘事項等に対する処理状況報告書」に改める。

様式第1号中「係名」を「部門名」に改める。

様式第5号中「前回監査時の指摘事項に対する処理状況報告書」を「前回監査時の指摘事項等に対する処理状況報告書」に、「指摘事項等」を「指摘事項及び監査意見」に改める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。